

「これからのADR法と境界問題ADR」

京都産業大学 法学部
教授 草鹿晋一

1 境界紛争の本質

「境界」紛争とは? 3つの境界 筆界 所有権界 占有界

紛争実態: 占有界をめぐる民事上の争い ← 所有権界により決着

所有権に基づく 明渡請求/原状回復請求/差止請求

所有権の範囲をめぐる民事上の争い

所有権の範囲確認の訴え

筆界 → 所有権の範囲を確定する前提としての公法上の概念

境界確定訴訟(筆界確定訴訟): 所有権の範囲確認訴訟の特殊形態?

前提としての筆界の確定を求める訴訟?

裁判所は後者と考える

→形式的には公法上の筆界をめぐる争い

実質的には所有権の範囲についての争い

裁判所による行政作用

公法上の処分に相当 → 処分権主義、弁論主義の適用なし

(所有権の範囲なら私的自治 → 処分権主義、弁論主義)

裁判所は自らの裁量で、当事者の訴え(申立て)とは異なる

ところに筆界を定めることができる

当事者の主張や証拠以外も考慮できる

本来は行政がやるべきことを裁判所がやっている??

* 民訴246条 裁判所は当事者の申立てない事項につき判決をすることができない

* 弁論主義

裁判所は、当事者の主張しない事実を判決の基礎にしてはならない

裁判所は、当事者間で争いのない事実、当事者の主張と異なる事実認定をしてはならない
(自白の拘束力)。

裁判所は、争いのある事実を認定するときは原則として、当事者の提出した証拠によらなければならない(職権証拠調べの原則禁止)。

2 筆界問題解決制度

1) 筆界特定制度

筆界の現地における位置について判断を示す制度

官が設定したはずの筆界を探し出す

登記官による筆界判定作業の延長

できる範囲で特定する（面での特定もあり）

法的効力はなく事実上の証明力だけ

所有権界はノータッチ（無関係）

登記、地図情報には成果の存在が明記される（のみ）

境界標設置は通達で努力義務

2) 境界センター（ADR）

筆界に起因する争いごとについて弁護士と協働で調停をおこなう制度

筆界に起因する争いごととは？

筆界は調停（和解）になじむのか？

所有権界に関する争いごとにも調停できるのか？

（弁護士との協働がポイント）

→ 公的存在である筆界について合意しても無効

占有界についての和解

所有権界についての和解

3) 訴訟

所有権界に関する争いごと（典型的民事訴訟）

の前提としての筆界確定訴訟（形式的形成訴訟→実質的行政作用）

筆界確定は本来の紛争を解決するための前段階との認識

（文書真正確認の訴え（民訴 134 条）と同じ）

裁判所は筆界を確定できるのか？

（新たな筆界を創設するものと認識されている）

→ 専門委員、鑑定人、（調査官）としての土地家屋調査士の関与の必要

4) 選択

筆界特定制度は官が設置した筆界（公的存在）について場所を示すための手続→事実確認行為でしかない

筆界そのものを争われた場合、または証拠が少なく特定不能な場合機能しない（形成力無し）

公的境界である筆界を確認するためにはもっともふさわしい制度

ただし、処分性、形成力ともない。筆界確定訴訟により、特定された筆界とは異なる地点に筆界が形成されることも ←確定判決による原始筆界の創設と解釈される

境界問題 ADR は、筆界に起因する問題を解決するための調停（和解）をおこなう手続。
認証 ADR であれば、時効の中断、訴訟の中止等のメリットもある。

→筆界の不明等を原因とするいろいろな問題を話し合いで解決できる

→ただし、公的存在である筆界そのものを変更したり、確定したりすることはできない

→和解成立後に筆界特定等により、和解により成立した所有権界等とは異なる地点に筆界が定まることもある（新たな紛争の元、筆界特定との両すくみのリスク）

* 認証 ADR で成立した和解（特定和解）には執行力も与えられる可能性！（後述）

筆界確定訴訟は、筆界について裁判所が職権で確定する手続。まずは証拠等により確認するよう努力し、確認できない場合には、裁判所の職権で新たな筆界を形成する。形成力、確定力がある。

所有権界に関する訴訟と抱き合わせで審理、判決されることがある??

（理論的には訴訟原則が異なるので両立しない。実際には柔軟にやりくりしているらしい）

5) 制度間連携の可能性

筆界確定訴訟における筆界特定前置の試み?

筆界特定と境界 ADR の連携? 境界 ADR でどこまでできるのか?

6) 留意点

紛争当事者が望むのは自分の占有の帰趨

↑ 所有権界との関係で決まる

筆界は、その前提として必要なもの

調査士は筆界の専門家 境界紛争にどこまで関与できるのか?

弁護士との協働により無限の可能性?

3 そもそも ADR とは

1) ADR とは

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）

民事紛争を解決する手続

- 示談 当事者同士で話し合う (和解契約)
- 斡旋（あっせん） 第三者が間に入って話し合いを促す (和解契約)
- 調停 同上

- 仲裁 第三者に判断を委ねる (仲裁判断)
- 苦情処理 行政等による介入による解決 (間接的)

訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条）
→ 民間が実施するあっせん調停を対象とする（仲裁は別に仲裁法がある）

民事訴訟（裁判所による公権的最終的解決）と対比

民事訴訟 裁判官が公開の法廷で法に従った厳格な方法で裁判する手続。強制執行可能。
ADR 専門家が（？）非公開で（？）ニーズに応じた柔軟な手続により（？）和解を促す
強制執行は想定しない

業界団体・資格者団体・その他一般団体・個人・企業
玉石混交 雨後の筍？
一定の規制の必要 根拠法の制定の要望

2) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

参照 ADR02-022 法律の概要【資料1】

目的 裁判と並ぶ選択肢となるよう拡充・活性化を図る
共通的な基盤整備を図る

認証制度によるコントロール

- 1 取り扱う紛争の範囲に応じて適切な手続実施者(調停人等)を選任するための方法、弁護士でない者が手続実施者となる場合の弁護士の関与に関する措置等を定めている こと等、その業務が法定の基準に適合すること。
- 2 1の業務を行うのに必要な知識・能力、経理的基礎を有すること。
- 3 暴力団員である等一定の事由に該当する者は、認証を受けることができない。

人參

- 1 認証を受けた民間ADRの利用に関し、所定の要件の下に、時効の完成猶予、訴訟手続の中止等の法的効果が付与
- 2 利用者に紛争解決手続についての選択の目安を提供するため、認証ADRの業務に関する情報を法務省ホームページ等において公表

- 1 消費者と事業者との間で締結された契約に関する紛争
- 2 個別労働関係紛争
- 3 家事紛争に関する和解合意は適用除外(養育費等に関する和解合意は適用対象)

民事執行の合意

和解合意に基づき民事執行をすることができる旨の合意がある場合に限り、
裁判所に対する執行決定の申立てが可能

裁判所は公序良俗違反がないかを確認の上、執行決定（仲裁法と同様の扱い）

そもそも執行力とは？

債務名義（お墨付き）に与えられる

国家権力（執行機関）による権利の実現（強制執行）を求めることができる

確定判決 国家機関である裁判所により請求権の存在が公証され（判決）
争われない状態になっている（確定）

仮執行宣言付判決

確定してないけど、執行しちゃっていいよ、と裁判所が認めたもの
同様の公証、あるいは法律による同等の効力の付与

判決、民事調停、家事審判、家事調停等裁判所による手続（公証あり）

公証人による執行証書（一定額の金銭支払請求に限る。執行受諾文言必要）

仲裁判断（仲裁人による判断、裁判所による執行決定が必要）

執行機関は権利の内容について再確認することなく、手続を始められる

民間 ADR 執行力なし

相手方が任意に履行しないときは、改めて債務名義を得る必要

法改正により

認証 ADR がおこなう和解 → 特定和解

時効完成猶予 裁判手続中止

+ 執行受諾文言があれば → 執行力付与できる

非認証 ADR がおこなう和解 → 和解 → 執行力なし

* 特定和解をするか、しないか ではない！

- 認証 ADR がおこなう和解を特定和解と呼ぶ
- 特定和解に執行受諾条項があれば裁判所の執行決定を経て執行することができる
- 執行決定は執行できない条項がないかどうか、我が国の公序に反しないか、

を形式的にチェックするだけとされている。

- * 対象 ADR の課題
 - より厳格な債務名義性を求められる
 - 執行対象となる権利義務が明確になっていないと執行できない
 - 請求権の内容についての適切な法的判断
 - 当事者の執行受諾意思についての適切な確認
 - この二つがあって初めて執行力が付与できる
- 準裁判化
- 弁護士による法的助言？関与の必要性増大

2) 境界問題 ADR と執行力

境界問題 ADR とは

土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする

民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続

和解をすることができる民事上の紛争について、

紛争の当事者双方からの依頼を受け、

当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う

> 訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、

公正な第三者が関与して、その解決を図る手続であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体

として法務大臣が指定するもの（各土地家屋調査士会）が行う

境界問題 ADR の意義

弁護士との共同受任を求められるが

認定土地家屋調査士であれば境界に起因する民事上の問題（法律問題）に

代理人として関与できる

→ 民事紛争について法的助言を与えること = 弁護士法違反のおそれ

法的助言 時効ですよ （所有権界を）越境していますよ

越境部分についてこのように合意したらいいですよ

分筆すべき 合筆すべき

弁護士と共同受任 = 法的助言は弁護士が責任を持っておこなう

調査士は 法的助言が必要かどうか相談を通じて判断し、弁護士と共同で解決に向けてサポートできる

* 課題 1 共同受任できる弁護士がいるのか？

- 専門知識が必要
- 共同受任に対する理解が必要
- 土地家屋調査士の職務に対する理解が必要

➤ 共同研修による相互理解の必要

* 課題2 土地家屋調査士単独ではできないのか？

➤ お勧めしていない 法的判断ができるのか？間違えた時に責任取れるのか？

➤ 担保できる資格になっているか 資格認定、研修の見直しで対応できるか？
法的リスクを分担させ、事実確認、登記への反映に注力する方が有益では？

認証を受けるか？

デメリット

- 1 法務省からの監督が厳しい
- 2 費用、手間暇がかかる
- 3 法改正に振り回される？
- 4 債務名義化により法的判断（弁護士）のウェイト重くなる

メリット

- 1 時効完成猶予、手続中止などの効力
- 2 法務省（かいけつサポート）による広報
- 3 債務名義化（執行可能に）

認証を受ける（維持する）ことを前提に特定和解の実施に向け再点検を！